常陸大宮市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年９月３０日

常陸大宮市教育委員会

常陸大宮市教育委員会規則第７号

常陸大宮市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

常陸大宮市学校給食費徴収規則（昭和５３年大宮町教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

３　前項の規定は，当該児童の属する世帯が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１３条に規定する教育扶助のうち給食費に係るものの支給を受けている場合には，当該支給を受けている期間に限り適用しない。

附　則

この規則は，公布の日から施行し，改正後の常陸大宮市学校給食費徴収規則の規定は，令和８年４月１日から適用する。